

D1 グランプリシリーズ関係各位

ブルテン番号 No.2020-GP-006

発行日 2020年9月2日

株式会社サンプロス D1 事業部

D1 JAPAN ORGANIZATION

D1 規則付則-C1 D1 車両規定に関する条文の変更について

標記の件、国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 第 269 条の追加に伴い、D1 規則付則-C1 の内容を一部改正しましたので、下記の通り公示いたします。

変更前

1. 定義

1.3) 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物 FIA および ASN の公認・登録の有無に関わらず、FIA 付則 J 項第 252 条、第 253 条が適用されるものとするが、本規定で提示される条文については当該条文が優先され、本規定によって明確に許可されていないすべての改造は禁止される。許されている改造であっても、許されていない改造を伴ってはならない。

変更後

1. 定義

1.3) 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物 FIA および ASN の公認・登録の有無に関わらず、FIA 付則 J 項第 252 条、第 253 条、**※第 269 条**が適用されるものとするが、本規定で提示される条文については当該条文が優先され、本規定によって明確に許可されていないすべての改造は禁止される。許されている改造であっても、許されていない改造を伴ってはならない。

※第 269 条を追加する。

参考資料

http://jaf-sports.jp/assets/img/regulation/fiaMS_reg-j_ja.pdf

以上